



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
3月29日(金)  
号外  
第20号

## 目次

### 条 例

○職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	3
○栃木県県税条例の一部改正	4
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正	7
○栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正	11

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第28号）

- 異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において災害応急作業等に従事する職員に対し手当を支給するため、所要の規定の整備をすることとしました。（職員の特殊勤務手当に関する条例第2条及び第26条並びに栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第3条及び第6条～第8条関係）
- 施行期日等
  - この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6（2024）年1月1日から適用することとしました。
  - 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第29号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 不動産取得税関係  
住宅又は土地を取得した場合の税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和9（2027）年3月31日まで延長することとしました。（附則第25条関係）
- 狩猟税関係  
特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者の税率を2分の1とする特例措置の適用期限を令和11（2029）年3月31日まで延長することとしました。（附則第30条関係）
- 所要の規定の整備をすることとしました。
- 施行期日等
  - この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
  - 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（栃木県条例第30号）

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、記録の整備に関する基準について、所要の規定の整備をすることとしました。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条及び第6条並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第4条関係）
- この条例は、一部を除き、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

### ◇栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正（栃木県条例第31号）

- 公立学校職員の定年の引上げに伴い、へき地手当の算定方法について、所要の規定の整備をすることとし

ました。(附則第4項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 栃木県税条例の一部を改正する条例
- 3 指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第28号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) 災害応急作業等 _____ に従事する職員の特殊勤務手当 (17) 略  (災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当) 第26条 災害応急作業等 _____ 職員が、異常な自然現象等 _____ により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又は _____ その周辺において、人事委員会規則で定める作業に従事したときに支給する。 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき2,160円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) 公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当 (17) 略  (公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当) 第26条 公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、人事委員会の指定する職員が、河川法(昭和39年法律第167号)又は道路法(昭和27年法律第180号)の規定により知事又は県が管理する河川又は道路のうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防等又は道路若しくはその周辺において、人事委員会規則で定める作業に従事したとき _____ 支給する。 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき800円 _____ を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年栃木県条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <p>(特殊勤務手当の区分)  <b>第3条</b> 特殊勤務手当は、次のとおりとする。                  (1)・(2) 略                  (3)～(6) 略</p> <p>(災害応急作業等手当)  <b>第6条</b> 災害応急作業等手当は、職員が、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において、教育委員会規則で定める作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき2,160円を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。</p> <p><b>第7条及び第8条</b> 削除</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)  <b>第3条</b> 特殊勤務手当は、次のとおりとする。                  (1)・(2) 略                  (3)～(6) 略</p> <p><b>第6条から第8条まで</b> 削除</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）及び第2条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。</p> <p>2 改正後の特殊勤務手当条例第26条の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第26条の規定に基づいて支給された公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、改正後の特殊勤務手当条例第26条の規定による災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の内払とみなす。</p>	<p>(人事課)</p>
<p><b>栃木県条例第29号</b>                  栃木県税条例の一部を改正する条例                  栃木県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。                  次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(徴収金の納付等)  <b>第12条</b> 徴収金（証紙徴収による徴収金を除く。）は、納付書又は納入書によって県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項（指定公金事務取扱者）の規定により県税の収納の委託を受けた者に納付又は</p>	<p>(徴収金の納付等)  <b>第12条</b> 徴収金（証紙徴収による徴収金を除く。）は、納付書又は納入書によって県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により地方税の収納の委託を受けた者に納付又は</p>

納入しなければならぬ。ただし、規則で定める会計職員（徴税吏員である者に限る。）に納付又は納入するときは、この限りでない。

(県民税の納税義務者)

第19条 略

2 略

3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法

第260条の2第7項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項（変更の登記）に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項（確定申告）の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4・5 略

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

第25条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を当該年度の6月30日までに知事に提出するものとする。

(1) 略

(2) 個人の県民税及び個人の市町村民税の均等割並びに森林環境税の課税額の総額

(3) 個人の県民税及び個人の市町村民税の所得割の課税額の総額

(4) 個人の県民税の課税額、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

2～4 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第25条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地

納入しなければならぬ。ただし、規則で定める会計職員（徴税吏員である者に限る。）に納付又は納入するときは、この限りでない。

(県民税の納税義務者)

第19条 略

2 略

3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法

第260条の2第7項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項（変更の登記）に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項（確定申告）の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4・5 略

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

第25条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を当該年度の6月30日までに知事に提出するものとする。

(1) 略

(2) 個人の県民税及び個人の市町村民税の均等割の課税額の総額

(3) 個人の県民税及び個人の市町村民税の所得割の課税額の総額

(4) 個人の県民税の課税額と個人の市町村民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

2～4 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第25条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地



の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第77条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(狩猟税の税率の特例)

**第30条** 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特例措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第77条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(狩猟税の税率の特例)

**第30条** 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特例措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(徴収金の納付等に関する経過措置)
- 2 改正後の第12条の徴収金は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定により地方税の収納に関する事務を行わせる者に納付又は納入することができる。  
(個人の県民税に関する経過措置)
- 3 改正後の第25条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税については、なお従前の例による。  
(この条例の失効)

4 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）が成立しないとき、その他同法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(税務課)

**栃木県条例第30号**

**指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正**

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第1条** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、<u>第104条の4第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第139条の3第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第53条の3第2項中（省令第58条において準用する場合を含む。）<u>第2項</u>（<u>第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第73条の2第2項及び第191条の3第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第82条の2第2項及び第118条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、<u>省令第90条の2第2項</u>（<u>第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第99条の2第2項</u>（<u>第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第105条の3及び第109条の3第2項</u>（<u>第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第139条の2第2項</u>（<u>省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）及び第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）</u>中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、<u>省令第192条の11第2項中「2年間」</u>とあるのは「5年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、<u>省令第204条の2第2項（省令第206条において準用</u></u></u></p>	<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、<u>第82条の2第2項、第104条の4第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項</u>（<u>第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第53条の3第2項</u>（<u>第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第90条の2第2項</u>（<u>第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第99条の2第2項</u>（<u>第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第105条の3及び第109条の3第2項</u>（<u>第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）」と、<u>省令第139条の2第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）及び第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）</u>中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、<u>省令第192条の11第2項中「2年間」</u>とあるのは「5年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、<u>省令第204条の2第2項（省令第206条において準用</u></p>

する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間)」とする。

(記録の整備)

**第6条** 指定居宅サービス等の事業を行う者は、省令第39条第1項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の3第1項(省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第1項、第82条の2第1項、第90条の2第1項、第104条の4第1項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第1項、第139条の3第1項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第1項(省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第1項、第192条の11第1項、第204条の2第1項(省令第206条のうち居宅介護サービス場を含む。)及び第215条第1項の諸記録のうち居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費及び居宅介護福祉用具購入費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

**第2条** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第82条の2第2項、第104条の4第2項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、第139条の3第2項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32)において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(省令第155条の12において準用する場合を含む。)、及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間)」と、省令第53条の3第2項(省令第58条において準用する場合を含む。)及び第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間)」と、省令第73条の2第</p>	<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第104条の4第2項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第139条の3第2項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32)において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(省令第155条の12)において準用する場合を含む。)、及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間)」と、省令第53条の3第2項(省令第58条において準用する場合を含む。)及び第5号に掲げる記録については、2年間」と、省令第73条の2第</p>

する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第5号及び第6号)に掲げる記録にあつては、2年間)」とする。

(記録の整備)

**第6条** 指定居宅サービス等の事業を行う者は、省令第39条第1項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の3第1項(省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第1項、第82条の2第1項、第90条の2第1項、第104条の4第1項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第1項、第139条の3第1項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32)において準用する場合を含む。)、第154条の2第1項(省令第155条の12)において準用する場合を含む。)、第191条の3第1項、第192条の11第1項、第204条の2第1項(省令第206条のうち居宅介護サービス場を含む。)及び第215条第1項の諸記録のうち居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費及び居宅介護福祉用具購入費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。





準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間)」と

準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第275条第2項(省令第280条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第2号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」とす

**第4条** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に關する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第54条第2項(省令第61条において準用する場合を含む。)、第92条第2項及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第73条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第83条第2項、第122条第2項、第141条第2項(省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。 )及び第194条第2項(省令第210条において準用する場合を含む。 )中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第244条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」と</p> <p>、省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年</p>	<p>(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に關する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第54条第2項(省令第61条において準用する場合を含む。 )及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第73条第2項及び第244条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第6号及び第7号及び第122条第2項に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第83条第2項及び第122条第2項</p> <p>中「2年間」とあるのは「5年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第92条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第141条第2項(省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。 )及び第194条第2項(省令第210条において準用する場合を含む。 )中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年</p>



(教育委員会事務局教育政策課)